平成２２年（フ）第１５２３０号
東京都世田谷区南烏山１丁目４－６－101
債務者　村田　順康
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２３４号
東京都大田区南千束３丁目17－12－101
債務者　飯山　敏雄
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２３７号
東京都日野市平山３丁目１－４－203
債務者　木沢英子こと　李　　英子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２４４号
神奈川県海老名市国分寺台４丁目４－３－２
債務者　遊部　裕司
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２５０号
千葉県船橋市習志野台５丁目22－24－201
債務者　分目ゆりか
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５号
静岡県富士宮市宮原342番地の１　フレグランス342Ｆ－101、前住所静岡県富士宮市宮原429番地の13、前々住所静岡県富士宮市万野原新田3277番地の２
債務者　小林　貴洋
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月28日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１２３号
岡山県久米郡美咲町藤原125番地23
債務者　田口　康則
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１０８４号
東京都あきる野市秋川２丁目16番７ファミール久野木Ⅰ202号
債務者　大野眞由子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１０７号
東京都多摩市諏訪４丁目３番地３－407
債務者　近藤　貴子（旧姓仕立）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１７２号
東京都西東京市新町５丁目14番11号下田コーポ102号
債務者　添田れい子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１８６号
東京都八王子市犬目町938番地１
債務者　泉　　一也
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１８７号
東京都東村山市美住町２丁目７番地13
債務者　西　　弘美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５３０号
静岡県浜松市天竜区二俣町阿蔵485番地の１市営住宅天神団地Ｄ棟203号室
債務者　後藤貴美子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１０２号
熊本県八代市日奈久下西町600－30、住民票上の住所東京都清瀬市野塩１丁目138番地１レオパレス白樺Ⅱ－101号
債務者　林田つかさ（旧氏名林田貴司）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第４８号
秋田県能代市鰄渕字下悪戸111番地１　コーポ石川３号
債務者　渡部久美子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後１時30分
秋田地方裁判所能代支部